

令和4年1月25日

板橋区議会議長 様

東京二十三区清掃一部事務組合議会議員

坂本 あずまお

東京二十三区清掃一部事務組合議会について(報告)

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

令和3年第4回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会付議状況

令和3年12月27日開催

議案番号	件名	要旨	議決結果等
議案第25号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和3年特別区人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給月数を改定するため、改正を行う。 【施行期日】 第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。	原案可決
議案第26号	東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	一般職員の改定内容を踏まえ、期末手当の支給月数を改定するため、改正を行う。 【施行期日】 第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。	原案可決
議案第27号	葛飾清掃工場溶融処理休止に伴う改造工事請負契約の締結について	【契約金額】689,700,000円 【契約の相手方】 株式会社タクマ 代表取締役社長 南條 博昭 【代理人】 株式会社タクマ 東京支社 支社長 丸田 元太	可決